

竹原市地域生活課題に関する実態調査 ヤングケアラーに関する実態調査

報告書概要版

令和7年3月

竹原市

市民福祉部 地域支えあい推進課

□ 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、竹原市内に居住する「社会的孤独・孤立の状態」にある人とその世帯に関する実態を把握し、今後、本市が行う支援策を検討する上での参考とするため実施しました。また、ヤングケアラーに関する実態調査は、潜在しているヤングケアラーの実態を把握し、教育委員会と共有するとともに必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的として実施しました。

(2) 調査の実施概要

	地域生活課題に関する実態調査		ヤングケアラーに関する実態調査
	調査票 A	調査票 B	調査票 C
対象者	竹原市内の 専門職が所属する事業所	竹原市内の 地区社会福祉協議会役員	竹原市内の小・中・義務教育 学校及び高等学校教職員
期 間	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月		
調査数	65 件 (40 事業所+庁内の専門職 25 名)	391 件	13 件 〔 小学校 7 校、 中学校 2 校、 義務教育学校 2 校、 高等学校 2 校 〕
方 法	竹原市を通して 事業所に配布、回収 またはwebで回答	竹原市を通して 地区社会福祉協議会 関係者に配布、回収またはwe bで回答	学校を通して職員に配布、 webで回答
回収数	52 件 (うちweb 45 件)	232 件 (うちweb 35 件)	13 件
回収率	80.0%	59.3%	100.0%

【実施主体】竹原市 市民福祉部 地域支えあい推進課 福祉総務係

【本調査の対象の定義】

本調査は、孤独・孤立対策推進法第 1 条で定める「孤独・孤立の状態」の定義である「社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」の人とその世帯を対象としています。

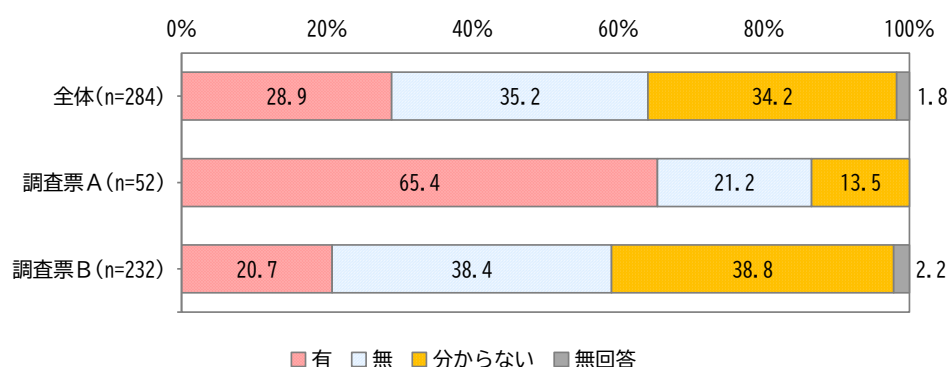
また子ども・若者育成支援推進法で定める「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（いわゆるヤングケアラー）とその世帯としています。

※ 対象者の具体的な例示は、報告書に記載していますので、ご参照ください。

□ 調査結果（地域生活課題実態調査）

【対象となる人や世帯の把握】

○専門職が所属する事業所の回答では、65.4%が「有」と回答
 地区社協役員の回答では、20.7%が「有」と回答
 一定数の対象となる人や世帯を把握していますが、一方で「分からない」「無」が多く、
 実態把握の難しさが示されました。



【対象となる人や世帯の状況】

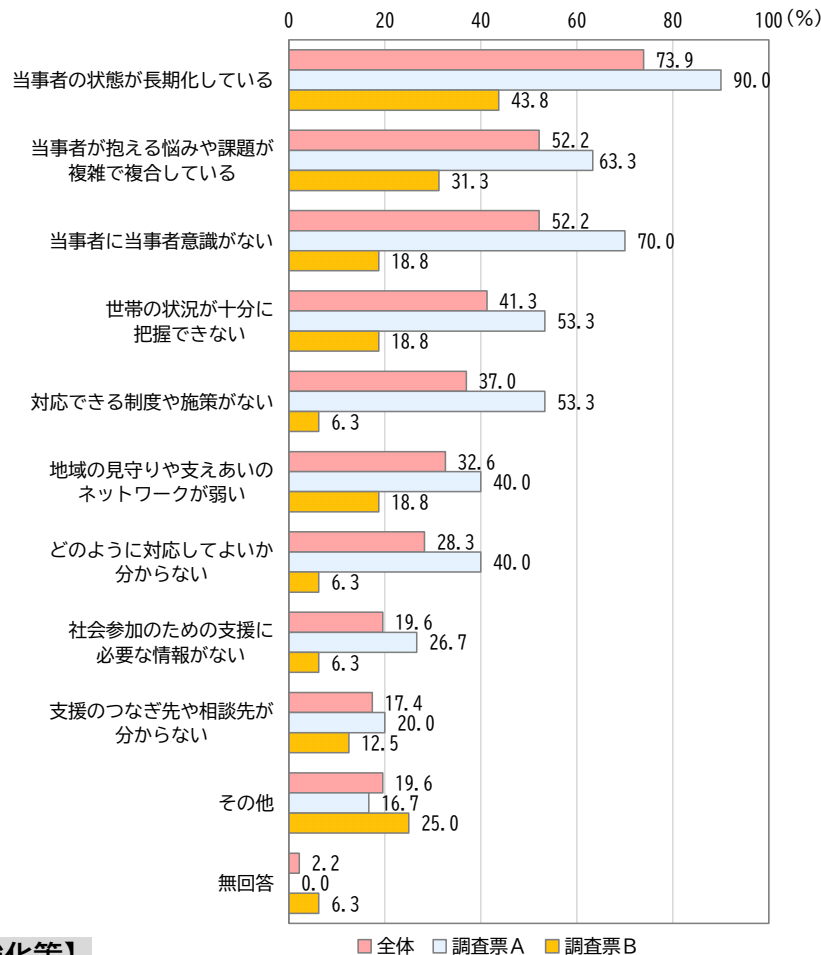
○一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみあるいは障害者のみの世帯、複合的な支援課題のある世帯など、周囲とのつながりが弱い世帯で多くなっています。高齢化に伴い社会的交流の機会が減少していることもその背景として推察されます。

状況像	回答数
一人暮らし高齢者、障害者	51
高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯	27
ひきこもり	24
障害者と高齢者の同居など複合的な支援課題のある世帯	19
近所付き合いがない	19
ひとり親家庭	11
ごみ屋敷	8
動物の多頭飼い	8
不就労状態	7
妊娠中、子育て中の世帯	6
不登校	6
外国人	5
ヤングケアラー	3
その他（刑余者、犯罪被害者等）	9

※上表の回答数は、調査票 A・B の合計数（重複回答有）

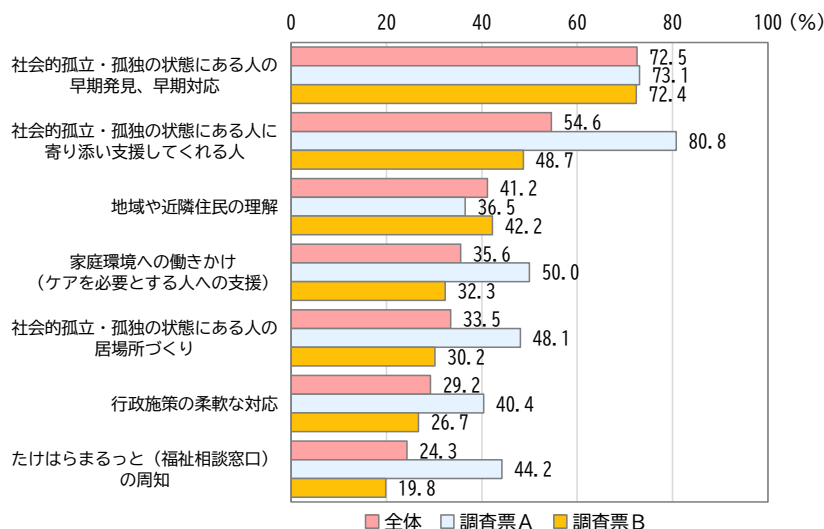
【対応に苦慮していること】

○当事者が抱える課題が複雑で複合化するとともに、当事者意識の希薄など、状態が長期化して対応に苦慮する事案が多くなっています。長期化の要因として、支援を望まない場合やその世帯状況が十分把握できていないこと、直ぐに対応できる支援制度、支援施策ないと判断されていることなどが推察されます。



【必要な対策、強化策】

○「社会的孤立・孤独の状態にある人の早期発見、早期対応」72.5%が最も多く、次いで「社会的孤立・孤独の状態にある人に寄り添い支援してくれる人」54.6%、「地域や近隣住民の理解」41.2%が続いています。 ※グラフは上位7位まで掲載しています。



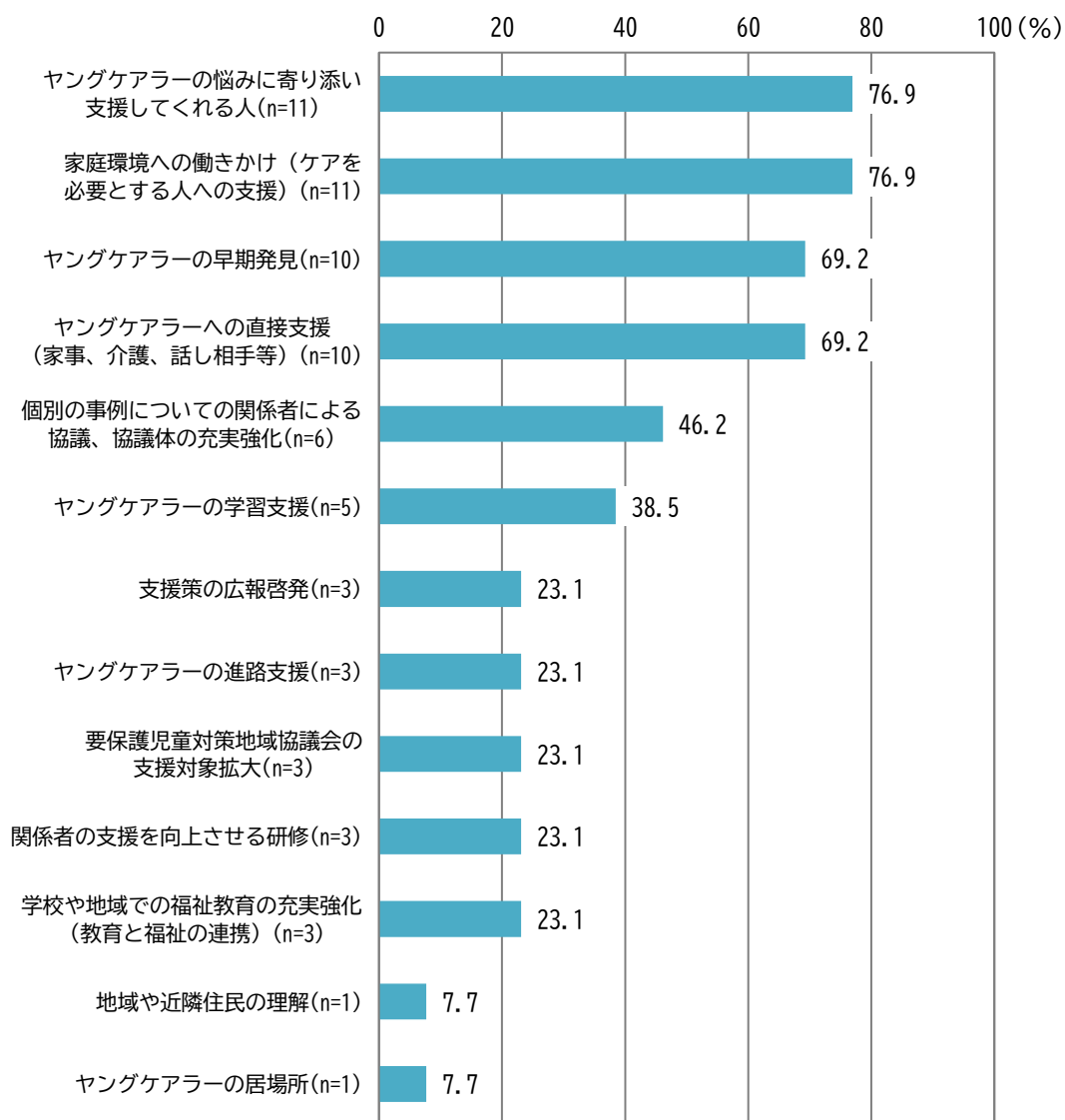
□ 調査結果（ヤングケアラー実態調査）

【ヤングケアラーに該当する児童生徒の把握状況】

○該当の児童生徒を把握している学校：3校

【必要な対策、強化策】

「ヤングケアラーの悩みに寄り添い支援してくれる人」「家庭環境への働きかけ（ケアを必要とする人への支援）」76.9%が最も多く、次いで「ヤングケアラーの早期発見」「ヤングケアラーへの直接支援（家事、介護、話し相手等）」69.2%、「個別の事例について関係者による協議、協議体の充実強化」46.2%が続いています。



□ 調査結果のまとめ

【施策の方向性】

○相談窓口の充実強化

「まるごと福祉相談窓口」の設置によりファーストコンタクトが出来つつあるものの、窓口対応から訪問による継続的なアウトリーチにつなげるよう取組を強化する必要があります。加えて、住まいの課題を持つ事例もあり、生活困窮者自立相談支援と一体的に住まいに関する総合的な相談支援体制の強化（住まいの相談員の配置や支援体制整備）について検討を進めます。

また、経済的困窮がうかがえる世帯への支援の必要性が高まっていることも踏まえ、気軽な相談窓口の運営のため、パンフレット等による周知、訪問による相談、SNSを活用した相談の検討、分かりやすい説明ツールの作成を行うなど、充実強化を図ります。

○日常的な関わりの推進

近隣の住民による日々の挨拶と声かけを続けながら信頼関係を構築し、社会参加の一つになる行事などにつなげる取組を行うため、孤独・孤立に対する理解を深めるための住民向けの研修や意識啓発等を実施します。社会福祉協議会、専門職とも協働し身近なところから支援が開始できるようにサポーター（見守りをする人）の確保を図ります。

○地域ごとの連携、チームづくりの仕組み化

小地域ネットワーク会議で民生委員児童委員による情報提供を起点とした取組が進められています。孤独・孤立状態にある人や世帯の地域生活課題の解決に向けた支援上の諸課題（情報共有の在り方、行政庁内の連携の仕組みなど）について取組むとともに、地域住民の相互の見守り活動、つながりづくり等について、自治会、地区社協、協働のまちづくり協議会等がチームで推進できるように検討を進めます。また、ヤングケアラー、不登校児童生徒へのアプローチについて、福祉と教育との連携協働の場の一つである「竹原まるっこ会議」を活用し、個別支援の仕組みの定着を図ります。

○居場所・交流の場づくりとニーズの多様化に伴う拡充

当事者本人や家族のニーズに応じた居場所づくりについて、社会福祉協議会や関係機関、事業所等と協働して取組めます。その場合にニーズの多様化を踏まえ、個々のニーズと住民の得意分野とのきめ細やかなマッチングにより実施に努めます。

○福祉以外の分野での連携・協働

地域住民の生活を支えるためには福祉以外の様々な分野の関係者と連携・協働する必要があります。孤独・孤立対策推進法で努力義務となった孤独・孤立対策地域協議会、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援協議会については、担当部署とその在り方を検討します。また、防災やまちづくり関係部署との連携についても、個別支援と地域づくりの重要な取組として地域住民、専門職、行政による官民協働のプラットフォームである「竹原まるごと会議」で推進方策を確認しながら取組めます。

なお、本調査による一人暮らし高齢者のうち、本市の小地域ネットワーク会議においても指摘されている「身寄りのない高齢者」（報告書 23P）への支援策については、国の施策動向を注視しながら検討を進めてゆきます。

■本件の問い合わせ先

竹原市 市民福祉部 地域支えあい推進課 福祉総務係

電話番号 0846-22-2946

E-mail c-sasae@city.takehara.lg.jp
